

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第3号

専 決 処 分 書

大田原市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月10日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市文化財保護条例の一部を改正する条例

大田原市文化財保護条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第35条第1項中「栃木県教育委員会」を「栃木県知事」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。